

# 痴漢と冤罪についての一考察 (一)

斎藤信治

はしがき

## I 要点概説

(注、参考文献・略称)

(以上、本号)

## II 要点各説

第一款 被害の実在性 (1) 単なる物理的接触

第二款 被害の実在性 (2) 変わり種 —— 背もたれ痴漢疑惑事件

第三款 大きな問題 —— 巧妙に隠れる悪賢い痴漢

第四款 被害の実在性 (3) デッチ上げ

第五款 決定的・決め手かが問題の証言二種 (及び警察官「現認」事件)

第六款 「痴漢」の社会的問題性

第七款 繊維鑑定・DNA鑑定などの科学的証拠の原則的重要性

第八款 数多い「痴漢」無罪事件

第九款 逮捕より、早期中止要求発声・防衛を！

## III 裁判例から

痴漢と冤罪についての一考察 (一) (斎藤)

- 1 最高裁の注目すべき逆転無罪判決
  - 2 若干の注目点
  - 3 難しい有罪維持確定事件
- IV 各方面へのメッセージ

## はしがき

痴漢と「痴漢」冤罪への社会的関心は結構強くなっている。女性も男性も全く無関心でいることは難しい。そして、それにはむろん理由がある。痴漢は広い意味でのセクハラの一種にしても、女性の個人としての尊厳に対する特に粗野で露骨な攻撃である（それは同時に、父親・夫・恋人などを初め、男としても許し難い行為である）。しかし、また、「痴漢」は、後に詳しく述べるように、実は冤罪であることも何ら稀ではなく、かつ、その場合には、誤って痴漢とされた人やその家族・親などの人生を狂わせるほどの悲惨な事態にもなり、妻・娘・母親など女性も大変な害を被る（特に妻の悲惨は矢田部二〇五、小澤二二六等に生々しく描かれている。なお、引用略語などについては、本稿末尾の「参考文献・略称」欄参照）。

これら、痴漢と痴漢冤罪は、身近な問題であり現実的なテーマであると共に、弱者（多数女性・児童・高齢者・病者・障害者・貧困者・冤罪被害者など）への配慮不足・攻撃など社会全体にかかわるような大きな問題に属する。そして、痴漢・冤罪は、法秩序維持と人権保障のバランスに関係する「刑事司法——とりわけ、刑事実認定——の在り方」という重要な問題にかかわっており、その点では、袴田事件・松川事件・八海事件などの著名・冤罪事件や、ロッキー

ド事件・郵便不正事件などの特捜部扱い（・冤罪）事件とも、深く共通するところ——たとえば、「取調べ方」（被疑者・被告人が否認すると大抵その身柄拘束が続くという）「人質司法」、「自白調書」、「証拠開示」、「疑わしきは 被告人の利益に」鉄則と現実との緊張関係——がある。

本稿は、著者の一連の刑事事実認定に関する研究の一環として、上記のような共通性にも充分に留意しつつ、主に痴漢に関する事実認定と冤罪の問題を取り上げ、大小の提言等を試みるものである。

## I 要点概説

(一) 不屈きな痴漢二種と痴漢冤罪への恐怖 本稿の扱う「痴漢・同冤罪の問題」は、それほど体裁の良いテーマではない。こんなことで苦勞して論文を書いても大きな顔はできず、悪くすると大いに偏見を持たれたりして肩身の狭いことにもなりかねない（とくに、すぐ次に述べる痴漢区別のうち条例違反に論述を限定する「思慮深い」例には従わない場合）。けれども、世の中には、電車内等で、畏れ多くも女性の多かれ少なかれ敏感または鈍感な部分に断りもなく触ったりする不心得者が少なくない。それはれっきとした犯罪である。その的確な処罰は、極めて重要だ。実務上、検察は、おおむね、女性の陰部・胸部に直接触るなどは刑法一七六条の強制わいせつ罪（六月以上一〇年以下の懲役）として、着衣の上から触るのは、各自自治体議会の定めている条例、たとえば、東京都・大阪府その他多くの道県の「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」あるいは各府県などの同種条例（略称、「迷惑（行為）防止条例」）に違反する犯罪行為（現在では、たとえば、懲役刑も選択できるように加えられ罰金額上限も引き上げられていて、

六月以下の懲役または五〇万円以下の罰金」として、それぞれ国策的に厳しく起訴・求刑している。ただ、両者の限界線には微妙なところがあり、直接触つてもお尻や太もも等にとどまる場合は条例違反、下着の上からでも特に酷い場合は強制わいせつ、ともされ得るようだ。<sup>(1)</sup>

しかし、また、他方では、極めて不幸・悲惨なことに、痴漢と間違われて逮捕・勾留・起訴・有罪認定されてしまう人も少なくない（中には、本当は無実なのに、裁判の前に、広く世の中に実名報道もされてしまう人もいる）。

これらは、いずれも、やはり大きな社会問題の一つである。それに、なんらかの形で「関係者」になったら、途方もない重圧がかかり、あるいは悲惨である。女性にとつて酷く負担な煩わしい問題（時には、心的外傷後ストレス症候群PTSDのような深刻な被害）となり得るし、男にしても、事件になったら、冤罪でも、むしろ冤罪こそ、一大事であり、万一のことも考えれば、誰も、特に電車利用者は、そう安心できない。

かくいう小生自身、電車内痴漢やそれに関する冤罪が特に社会問題になり出した頃、電車通勤していたこともあり、少し心配になって（なお、プライバシー保護のため、周知のもの以外、それと分かるような記載は避けていくが、大学教員が痴漢冤罪に巻き込まれた例も一二にとどまらない）、敬愛する元トップクラス裁判官に伺ったことがあったが、仮に、「痴漢などするハズのない人格の持主です」などと証言してもらっても冤罪を免れることは難しい、と教えられた。確かに、考えてみると、そんなことは当てにできず、悪くすると冷笑されるのが落ちかも知れない。なお、この教示と関連して、もとよりそれと何ら矛盾しないが、中年の社長が痴漢を疑われ、会社の部下たちが「彼は、このような痴漢行為をやるような人間ではない」と、検察に上申書を提出したが、やはり効なく起訴されたものの、裁判では被害者による犯人（は被告人だとの）特定の信頼性が甚だしく疑問視され、その理由の一端として、被害者の背後に密着した

体勢にあった被告人が「車両の壁に右手を突っ張り、その手が震えるぐらいの辛抱をしていて、……満員電車の圧迫を被害者に与えないという配慮が働いたとも推測できる。」とし、この具体的な事情から、被告人が（スカートの中に手を差し入れて大腿部を撫でるといった）「本件のような行為に出るかについては、疑問を持たざるを得ない」と判示されたケースは見られる〔注 隅カッコは、以下、主に、括弧内の記述が重要かつ長いとき、どこまで続くか見易くすべく大括弧として使用〕 東海道線事件〔東京簡判平一・二・八・一一横田忠裁判官〕。池上七七・八三・九〇・一一三、弁護四八〇・四八六などと参照。なお、次元も異なるが、背任罪等に関する一種の人格重視弁論は、向江一卷四一八。さらに、やはりむしろ痴漢事件以外が念頭の特論かも知れないが、渡部三八、二三九、四〇五・四〇六。……裁判例や文献の引用方法・略語については、巻末の「参考文献・略称」欄ご参照】。

それで、結局、前記の元トップクラス裁判官はいわく、「まあ、疑われないようにするしかないでしょう」と。以来、小生も、電車内では、不本意でも女性の隣には行かないようにし、やむをえず隣になった時は、両手を吊革に預けるようにしている。知人の先生は、片手は鞆を、もう片方は手すりや吊革を持ち、膝を使って痴漢をしたと言われた場合の抗弁まで考えているという。この種の用心・警戒は、かなり広がっているかと思われる。実際、痴漢冤罪は破滅的な上に結構多いのだから、当然ともいえる。ある折、なんと、（際立った経歴の）二元高裁長官からまで、不良女子達に痴漢と言いがかりを付けられないよう大いに用心している、旨伺ったのも印象に残る（池上一四三も参照）。しかし、痴漢をするどころではない戦戦恐恐の用心ぶりをちゃんと目撃し厄介を押し証言してくれる奇特な人があるとは限らないから、不安は残らざるを得ない。

(二) 痴漢冤罪の諸要因 運が悪く、早とちりする女性、特に、男の持つ鞆等が継続的・断続的にお尻に当たつたのを痴漢の指だと自信たつぷりに思い込んだ女性〔詳しくは、後記Ⅱ要点各説の第一款〕、やや珍しい裁判例では、バス内の自分の座席の背もたれの右端を掴んでいた後ろの座席の男性の手を自分の右脇の下を撫でた痴漢の手と思い込んだらしい女性〔同第二款〕、あるいは、「ぞくぞくすること」はやりたくて仕方がない一方、もつともながら捕まりたくはないので巧妙に人の陰に隠れて痴漢を働く——痴漢行為はいわゆる幕を使つて行われる犯罪であるが〔荒木・STOP五九〕、それを行う——輩（これは殆ど捕まらず、懲りずに常習化する一方、その存在可能性も見落とされやすいのが大きな問題。）に幻惑された女性〔第三款〕や、主観的に犯人と思ひ込んだ人物の確実な処罰を意図し絶対間違いないと誇張・虚構する女（一部関連、第五款）、あるいは、不快感・迷惑視等から男を痴漢に仕立ててやろうなどと考える女〔第四款〕に、「この人・あの男、痴漢です！」等と呼ばれたら（それらの実例は、結構露見している）、まさに、一大事、人生の危機だ。

(三) 逮捕と勾留 電車内で痴漢として捕まるような場合、一般には現行犯逮捕の要件（刑訴法つまり刑事訴訟法の二二二条（二項一号にも注意）。なお、周防二〇七〔木谷〕、井上二四）は確かに充たしそうな観があるし、捜査は概して聴く耳は持たず強圧的・糾問的でウソでも自白しない限り勾留され（長期間拘束され）続け職場の雇用関係・身分（あるいは、受験等）も極めて危うくなり、しばしば失われる（一）のが従来例である上に【否認していると、本当に犯人か、それとも本当は無実かの区別なく（實際上捜査官等にも区別は付け難いことが多い）、ずうっと釈放・保釈されない——いわば身柄拘束を人質に取って自白を迫る——という甚だ問題のある傾向は「人質司法」と呼ばれ

ている。木谷五三、原田・人情一六八（人質司法の解消、取調べの全面可視化、証拠開示の徹底の三つが冤罪防止の要）、斎藤・東電注七、二〇一九・三・七朝日新聞社説（日産自動車元会長ゴーン氏の関連）、たとえ——失職（また、それに伴い、教育費・学費、老後資金、ローン返済等の関係でも深刻なことになるがちな、収入途絶）したりその危険に脅かされたりする中で——弁護士・裁判対策費用に泣く泣く（長年苦勞してやっと貯めたか、一部または全部借金した）数百万円から一千万円前後を投じて、裁判では、問々、「本当はやっていても破廉恥な犯行は隠したいのも無理もない一方、被害者が被告人を殊更デッチ上げたと考えるべきフシは見当たらない」などと【ややもすると、有罪慣れで安易に、あるいは皮相に、<sup>(2)</sup>もしかすると、裁判官によつては、とくに判断に迷ったときに、また無罪とした場合には人事上の不利益を受けることがあるかも知れない等の懸念から（一般論の井上二〇八参照）、あるいは、ともかく、迷うときは「大樹」検察に寄るべし、それが無難とばかり（ご自身のことではないが、原田・人情四七、八二、九七参照）】認定されがちで、人生運の尽きみたいなことになりやすい（勿論それは困る！）。男は、職務中の警察官等を除き、大抵、痴漢冤罪の可能的被害者だ（実は、男の妻・娘である女性なども、深刻な可能的間接被害者）。

【ただ、逮捕や勾留がそう簡単に認められて良いかは、本当は大きな問題だ（原田九一）。先ず、逮捕の方だが、それが許される基本的な理由は、「罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由」と逮捕の必要性すなわち「逃亡または罪証隠滅の虞」であり、付随的な理由として考えられるのは、取調べの必要性にとどまるから、そうであれば、住所・氏名・勤務先・身分などの記された名刺を渡し、DNA鑑定・繊維鑑定とそれに必要な微物採取も要求・応諾し、「被害者」に働き掛ける可能性・つもりもないことが分かり、取調べを拒むつもりもないことが示されれば、市民の至尊ともいふべき自由の重大な剝奪となる逮捕は一般にその必要性・不可欠性を欠き、許されない、と解すべきだと思わ

れる。

次に、一〇日間・二〇日間といった更に長期の身柄拘束となる勾留についても、少なくとも原則として、勤め人等の場合、住居不定ではないうえ、逃亡や罪証隠滅の恐れは現実的でなく〔原田九一、井上四六も参照〕、他方では、無辜つまり無実の人間でも、勾留されれば現実的には「失職の恐れなど」絶体絶命に近い窮境に陥り、又その結果、虚偽の便宜自白も實際上強いられてしまい、冤罪も生み出す〔井上一六二、秋山・続弁護一七等参照〕から、否認者に対して勾留請求があっても、人權感覚のある裁判官なら、これを却下しなければならぬように思われる。なお、更に、勾留中に起訴された場合の問題性につき、井上五六、深くは安廣・時代二三。】

勾留に関しては、二〇一五年二月二四日毎日新聞の記事が、実は（痴漢冤罪問題にも少し論及した）「東電」拙稿では見落としてしまっていたが、やや長いものの、新しい注目すべき動きを伝えており極めて重要なので引用すると、  
**《痴漢で勾留原則認めず 東京地裁「解雇の恐れ」考慮** 捜査段階で容疑者の拘束を解く裁判所の判断が急増していることが明らかになった。行き過ぎた拘束を見直す意識の高まりが背景にあり、東京地裁では痴漢事件の勾留請求を原則認めない運用が定着している。長期の拘束が社会生活に与える影響を考慮した判断で、弁護士らは冤罪（えんざい）の防止につながることを期待している。【山下俊輔】 昨年九月、混雑するJRの電車内で乗客の体を触つたとして、東京都迷惑防止条例違反（痴漢）の疑いで逮捕された男性会社員は「触っていない」と容疑を否認した。東京地検は一〇日間の拘束を求めて勾留を請求したが、東京地裁は却下。地検が異議を申し立てずに男性は釈放され、在宅捜査に切り替えられた。近年、痴漢事件で無罪判決が相次いだことを受け、東京地裁は痴漢で逮捕された容疑者の勾留を原則認めていない。「事件があった路線に乗車しない」とする誓約書へのサインを求め、応じた場合は勾留



請求をほとんど退けているという。あるベテラン裁判官は「後に無罪判決が出て、勾留が続けば解雇される恐れがあり、影響は大きい。拘束までする必要はないと考える裁判官が増えている」と説明。元裁判官で冤罪事件に詳しい秋山賢三弁護士も「痴漢で逮捕される人の多くは家族がいて勤務先もはっきりしている。証拠も被害者の供述に限られることが多く、勾留の必要はない」と強調し、裁判所の対応の変化を歓迎する。『云々と報じている』二面。一面には「勾留請求の却下急増」等の見出しの下に、一九七〇年前後の学生運動激化・大量逮捕の頃の勾留請求却下件数・却下率の高騰という特殊現象を別とすれば、二〇〇九年の裁判員制度スタートに向け、二〇〇五年に公判前整理手続が始まってから却下件数が増加し始めており、拘束要件の（厳格）吟味は態勢が充実している東京地裁から始まっている旨の記事。なお、痴漢否認事件を含め、勾留請求却下率が東京・熊本で二〇一七年には一二%を超え、新記録となったと報じられており（二〇一八・四・二八）、注目される（特に、「却下が多いのは……痴漢」などのケースとも記す、同二九日の東京新聞記事「勾留請求却下一割超え」参照。また、斎藤・東電一〇二及び注七）。—— なお、二〇一九・四・二五朝日は、「裁判所が検察の勾留請求を却下する率も、保釈を認める率も、最近一五年ほどは上昇傾向が続く」、日産のゴーン前会長の身柄拘束に関し、東京地裁が、特捜部の主張から四回離反している（証拠隠滅の可能性を厳密に検討し、裁判準備の必要性も考慮するという姿勢を鮮明にした）のも不思議ではないとの見方を伝え、また、「大阪弁護士会は昨年、大阪地裁の勾留決定に不服を申し立てる準抗告キャンペーンを三カ月実施した。三六人のうち二四人で取り消しや期間短縮が実現したという」（大阪に限らず、複数の弁護士会において展開された「全勾留準抗告運動」に関し、刑弁九八号の有益な特集「勾留を争う」参照）とも報じている。なお、二〇一九・五・七産経は、「最高裁によると、勾留請求却下率が急増。平成二十一年に一・一%だった却下率は三〇年には五・九%（速報値）と約五倍になった。却下率は東京、

大阪両地裁で突出して高い傾向がある。」「全国の裁判所が保釈請求を許可した割合（保釈率）も二〇年の一五・二%から二九年は三二・七%と倍以上になった。」旨等をも伝えている。また、保釈率については、二〇一九・五・一六朝日記事「裁判員一〇年 被告の保釈率、上昇 公判準備に配慮の流れ」が、「裁判員裁判の対象外を含めた全事件の保釈率をみると、〇八年は一四%だったが、一八年は三三%まで上昇した。保釈を請求した被告に限ると、同じ期間で五六%から六八%に上がった。」等とする】。

（四）痴漢犯人への対応と冤罪の深刻な問題　もちろん、本当の痴漢こそ多く（概して低劣な輩。風俗辺りで、然るべく対価を払ってやるべし）、中には、捕まっても、有能な捜査官に問い詰められる等して観念するまでは無実を主張し、あるいは、弁明不可能になっても遮二無二に白を切り通そうとする（困った）者も稀ではないのかも知れない。それらを逃さず、可及的・相応に厳重処罰することは、確かに重要であり、至極当然のことである。なお、「性依存症」で、痴漢を止めたくても止められない一種の病人には治療を受けさせる——むしろ、本人が主体的意思に基づき治療を受ける——ことが特に重要で、また、そのための治療環境の整備が急務とされる（この点も重要だが、読者層の關係もあり、後に「IV 各方面へのメッセージ」3で、比較的簡単な案内程度の論及にとどめることにしたい）。

しかし、他面、多くの成人男性等が巻き込まれる可能性があり（時には、恐ろしいことに、もつともらしく、「あなた・被告人がその手で痴漢しているところをこの目で見ました」等の決定的みtainな証言まで出てくることも（第五款）、しかも、本人だけでなく、家庭にも破滅的な影響を及ぼし、男だけの問題でもない、悲惨な痴漢冤罪の問題もまた重大な社会問題だ（第六款）（アナウンサー小川彩佳さんのネット記事「わたしの立ち還る場所は、いつも心の奥底に」での論及も参照）。

(五) 二つの重要策 大雑把ながら、一つには、深刻な痴漢が問題の場合には、下着や身体への接触の有無を明らか

らかにすべく直後の微物採取とそれに基づく繊維鑑定やDNA鑑定を必須とし（荒木伸怡・弁護二三、今村核・同一〇七、佐藤善博・刑弁五九号八六、木谷・基本三〇など参照。なお、これらの鑑定の痴漢事件関係での有効性に対しては時に〔過度に〕否定的・懐疑的な意見もみられるが、押田一三八、一四四、押田・鑑定一〇三参照）、鑑定でクロと出たら——犯人であることに「合理的な疑い」なしということになったら——厳罰、出ない（あるいは、鑑定が欠如・不可能な）限りは、原則的には不起訴・無罪とすべく〔第七款〕例外については、その〔七〕、それでも、励行されれば、繊維鑑定やDNA鑑定の（通辞封殺の威力による）痴漢抑止力は大きからう。

ただし、「上着の上から少しお尻に触った」とか、これに近い程度の場合は、電車内等で被害確知困難・被害不確かな場合や混雑時等の接触もあり得るし、誰が触ったのかも不明瞭なことが多い上に（繊維鑑定にも限界）、被害の軽微に比べ、冤罪のリスク・コストが大き過ぎるので、起訴を特に明確なケースに限定するほか、そうしたアンバランスをも考慮して起訴猶予にしたり、あるいは有罪認定を一層慎重にする、のが妥当だろう。

(六) 「疑わしきは被告人の利益に」鉄則と「合理的な疑い（疑問）」 「合理的な疑い」という言葉が出てきたこの機会に、刑事裁判での事実認定の在り方とされてい「疑わしきは被告人の利益に」という鉄則に、触れておきたい。これは、本稿の読者には概しては不要のようでもあるが、しかし、専門家の読者ばかりとも限らない上に、重要かつ、専門家にとっても必ずしも簡単でもない点なので、やはり触れておくと、国家権力によって犯罪者だと烙印を押され、刑罰を科されることは、苛酷な負担だから、その正当性に疑問が残るようではいけないのである。もし自分

が被告人（とりわけ、無実の被告人）の立場に置かれたら（痴漢事件では、成人男性である限り殆ど誰でも、そういうことにもなりかねない恐ろしさがある）、疑問の余地が残るような不確かな有罪判断をされては絶対に困ると誰もが感ずるだろう。もつとも、そこでいう「疑問」としては、より詳しく正確には、通常人が問題外・行き過ぎとするような言わば不合理な疑問まで問題にすることはできない【言い換えると、無辜——「むこ」と読む。無実の人のこと。——処罰の危険性をごく僅かでも回避するために余りに多くの犯罪者<sup>4</sup>を無罪放免とすること、たとえば、「ただの一人でも、無実の者が処罰されるより、一万人の罪人が逃れる方が良い」とすること、は實際上できない】から、（冤罪発生の可能性の完全排除にまでは徹し得ない苦渋の）一種妥協的な一線として、「合理的な疑問」を考える必要がある【定説。このように、「合理的な疑問」という基準は、冤罪発生の可能性を実は敢えて少しは残したものであり、従って、「合理的な疑問」が仮に全ての（通常第一審事件に限っても数万件にも及ぶ）有罪認定において常に理想的に排除された（やや非現実的に想定された）場合ですらも、比較的稀にせよ冤罪に泣く無辜の発生が当然に予期されるから、決して「再審の門」を閉じてはならないことにも注意が必要なのだ】。

そこで、「合理的な疑問」の余地が残るような不確かな有罪判断をされては絶対に困ると誰もが感ずることになろう。だとしたら、被告人が他人であつても、やはりそうでなければならぬ訳である（周防二七〇も参照）。一般の読者はややもすると傾きがちか（実は、警察官・検察官あるいは裁判官も時に陥りかねない）と思われる「どちらかというど、犯人らしいか、犯人らしくないか」の問題ではなく、「犯人と断定しても、まずまず間違いの余地はない」といえるか否か、を検討すべきことに、十分に留意する必要がある。

より専門的に少し補足すると、最高裁判所の「判例」つまり権威ある一つの裁判例（最判昭二三・八・五つまり昭和

二三年八月五日の最高裁判所判決（窃盗事件）によれば、被告人の犯行だということは「通常人なら誰でも疑いを差し挟まない程度に真実らしいとの確信」までが必要であり（泊まった旅館で夜隣室の客の財布を密かに抜き取り隠し持っていたのは、盗んだのではなく交際のきっかけを作るために隠したに過ぎない、旨の唐突な主張を排斥。なお、安廣・時代一八四（大谷吉史）、原田・人情八〇）、別の判例（最判昭四八・二二・一三（長坂町放火事件））の表現によれば、刑事裁判において「犯罪の証明がある」ということは、その「高度の蓋然性」が認められる場合をいうもので、そこにいう「高度の蓋然性」とは、反対事実の存在の可能性を許さない程の確実性を志向した上での「犯罪の証明は十分」であるという確信的な判断に基づくものでなければならぬ（証明力が薄いか又は十分でない情況証拠をただ量的に積み重ねるだけでは、犯人と断定するに足りないし、存在に疑問の余地がある諸々の間接事実に基づく有罪認定も許されない。なお、齋藤・研修六。関連、酒井三および鹿野五四等。詳しくは、齋藤・東電八〇参照）。逆に言うと、そうでなければ、有罪認定に、「合理的な疑い」を容れる余地が残ってしまうというのである（なお、両判例にいう「確信」あるいは「確信」的とは、単なる主観的な確信では足らず、客観的合理性を備えた確信でなければならないのは、無論だろう。木谷・基本一七も参照）。そのほか、「合理的な疑いを差し挟む余地がないというのは、……抽象的な可能性としては反対事実が存在するとの疑いをいれる余地があったも、健全な社会常識に照らして、その疑いに合理性がないと一般的に判断される場合には、有罪認定を可能とする趣旨である。」との説明もある（最決平一九・一〇・二六（爆発物取締罰則違反・殺人未遂事件）。なお、鹿野七八、中野目善則・判例時報二〇四八号一七四〔後に誤判と判明する余地が残ることも指摘〕、木谷・基本二六、同・平一九年度重要判例解説二二一）。

(七) 冤罪回避と女性の対応策  では、満員電車内で痴漢被害を感じたとき、女性は一体どうすべきか。これは

重要な問題だが、物や手の非故意的な接触などではなく間違ひなく痴漢だと確認できたとしても（その確認が実は錯覚・不十分だった場合も間々みられるが）、犯人を誤りなく特定すること、すなわち、そもそも周囲に何人もいる上に肩より下の方は余り見えないことが多い満員電車の中で痴漢を人違いなく捕まえることは、しばしば実は至難ともいえる。というのは、とりわけ、痴漢常習者など悪賢い痴漢は、当然捕まえられる危険を熟知し、これを避ける必要を無論痛感しているから、疑われないよう被害者への最接近を避けて、無関係の者を間に挟み、あるいは横合いから手を伸ばして触る等、自身は捕まらないよう、ふつつ巧妙に隠れているという特別の事情が更に加わるからだ。それらの事情を総合すると、満員電車内での痴漢犯人特定（推理）は普通、甚だ不確実なものとならざるを得ず、「闇夜に鉄砲」ないし精々「下手な鉄砲も数撃ちや当たる」と言ってもそう過言ではないと考えられる。そのような事情に思い至らず、咄嗟に「勇気をふるって」、しかし、極めてありがちなことだが人違いをして、至近の無警戒の「痴漢」（実際は、善良な第三者）を捕まえることは、不注意による不法行為となり、（わざとの場合と同様に）損害賠償責任が発生する（民法七〇九条以下）だけでなく、相手方やその家族に冤罪の大変な、時に破滅的な、災いをもたらすので（相手側からすれば迷惑千万であり、深い恨みともなろう！）、簡単に考えての逮捕は到底お勧めできない。なお、痴漢事件では、上記のような、「合理的な疑い」の余地を残すことを認めない「疑わしきは被告人の利益に」がここでも鉄則とされていることもあり、一般の刑事事件では考えられないほど多くの無罪判決が出ているが（第八款）、有罪とされた人達の中にも、あくまで無実を主張し続ける場合の長期にわたる身柄拘束（人質司法）、失職等の顕著な危険、高額の弁護士・裁判費用などを考えて、泣く泣く罪を認め（虚偽自白<sup>5</sup>）、略式手続による罰金刑を甘受した人も決して少なくないと推測されている。

もつとも、とくに、悪質に過ぎ深刻なケースで、痴漢している最中の犯人の手、さらに腕・肩を経て顔までを、十分に目で確認でき進めることもできて、しかも、あるいは、少なくとも、確実に痴漢中の手を掴み、ずつと抜かれることなく掴み続け、現行犯として捕まえた場合などは、別論といえようが（荒木・STOP五九参照）、それは混雑した満員電車内では例外的にのみ期待し得る状況にとどまるし、そのような完璧な確保・逮捕は力に勝る必死の痴漢相手には普通困難と考えられる。これらの事情を窺わせる近時の無罪裁判例として、東京地判平二九・一・一一〔齊藤啓昭裁判長〕があり、被害者は最後には下着の中に指を入れられた（犯人の手首を掴んで下着から出し、後ろを振り向いて犯人の顔を確認すると被告人だった）とも言うものの、記憶の明確さが相当疑われるためか、何度もの事情聴取のち一年も経ってから、臀部を下着の上から触られたという限度で起訴されている本件では、繊維鑑定でも被告人はシロで、被害者が手を後ろに伸ばして「犯人の」手を掴み顔を見た段階か、その手を振りほどかれ掴み直した段階か、いずれかの段階での人違いの可能性が指摘されている。

果たしてそうであるならば、痴漢に遭遇した場合、誤認逮捕の危険は避け、被害の深刻化を防ぐことをこそ、眼目とすべきである〔第九款〕。具体的には、深刻な痴漢被害となる前に、なるべく、少しでも異常を感じた時からすぐに（恥ずかしさで声を出しにくくなる前に）、「ちょっと！」「お願い、よして。」「止めて下さい！」あるいは「てめえ、止めるよー！！ 何なんだよ、おめえは！！ 最低じゃないか、恥を知れ！！（云々）」等と——相手を特定せずに——叫ぶ、万一それでも止まなければ、繰り返し・更に大きな声で叫ぶのが、上記のような誤認逮捕・冤罪加害の危険も無いと同時に、自分自身を最も良く守り（より深刻な事態を回避し）、犯人を脅しつけ恥をかかせる——そして、痴漢の進行・繰り返し、更に別の（やはり痴漢傾向のある）人物による痴漢やその横行まで抑止することにもなる——

ので、賢明・ベストな対応だ（他方、沈黙は相手の思うつぼ）。なお、録音等される訳ではないから、発声・叫び声は効果的でありさえすれば良く、本来の奥ゆかしさとか言葉遣いを気にする必要もない。

注目すべきことに、警視庁は無料の防犯アプリ「デジポリス」に痴漢撃退機能を付けており、メニュー画面からこの機能を選ぶと、「痴漢です 助けてください」の文字が表示され、さらに画面をタップすると「やめてください」という音声がでて、怖くて声が出せなくても、スマートフォンで被害を訴えられる仕組み、とのことだ（二〇一九年五月二日の報道では、「異例のヒット 二三万ダウンロード突破」とか）。これを活用するのも、一案だろう。

また、中止要求発声が（上記「デジポリス」もなく）難しい場合や中止要求だけでは気持ち収まらない場合には、痴漢中の犯人の手を（強く）つねるとか、（思い切り）引つ搔くとかも、人違いの深刻な不法行為となる大きな危険を伴う「犯人と感じる者を捕まえる行為」とは異なり、確かに一案で、むしろ大いに勧められる。つねったり引つ搔いたりして、痴漢中の手を傷つけたとしても、正当防衛（刑法三六条一項）だから、何ら罪にならない。しかも、ちょっとした痴漢をしたら被害者につねられたり引つ搔かれたりして痛い目に遭うとなれば、痴漢中止要求の発声・叫びにも増して、痴漢撲滅、「痴漢のない社会」にもつながり、実に結構なことだ。ただ、人違いでつねったり等すると、やはり拙い<sup>(6)</sup>から、よくよく注意してしてほしい。

更に、そもそも痴漢に遭遇する事態を極力回避する工夫が大切だろう。先ず、好みの問題もあるが、「防痴」的観点からは、服装に工夫の余地もあると思われ（『週刊女性PRIME』編集部二〇一七・二・二六ネット転載記事が参考になる）、短いスカートより長いスカート、スカートよりズボン、それも、女体美の露出しないダブルダブのズボン、あるいは、一種不気味な（電車内だけで足る）サンガラス姿とか、周囲の関心・視線・監視を呼び集める個性的あるいは目立つ服



装とか、どうだろうか。

そのほか、これは名案かと思われるのが痴漢予防バッジを、女性が肩付近など目立つところ（衣服自体の上でなく肩に掛けたバッグの紐の上とか）に付けるという手だ。比較的最近報じられたところでは、「痴漢は犯罪です。私は泣き寝入りしません！」などと書いた痴漢抑止バッジが痴漢被害消滅に役立ち、さらに、同じ女子高生の思いに発し、一部の駅の売店等や「痴漢抑止活動センター」のウェブサイトで売られているという（二〇一七・七・二八および二〇一九・四・一二の産経、二〇一八・三・三―四朝日）。同センターの松永弥生氏の言うように、抑止されれば痴漢の被害者も犯罪者もなく、冤罪もなくなり、結構なことと思う。鉄道会社・売店などもみな協力してほしいものだ。

蛇足ながら、腹癒せに、あるいは示談金をせしめる等の目的で、人を痴漢だとでっち上げるような行為は、虚偽告訴罪となり、最高一〇年の懲役刑で罰せられる（刑法一七二条）。それは、相手やその妻子等の家族にとつてもない被害をもたらし、その人生も狂わせるような重大・悪質な犯罪だから、厳に戒められなければならない。さらに、間違いであっても良いというような好い加減な気持ちで人を痴漢呼ばわりする場合も、一種の故意があることになり（専門的には「未必の故意」と呼ばれる）、同罪が成立することに注意が必要だ。間違いないと信じての場合には、同罪は成立しないが、軽率に（不注意で）痴漢呼ばわりして迷惑をかけたときは、（わざとの場合と同様に）民事上の不法行為となり、損害賠償責任が発生する（民法七〇九条以下）。

（一）〔対応の本文は、I 要点概説（二）第一段落末尾〕 強制わいせつと条例違反との区別については議論もあり得るが、少なくとも起訴裁量も含めて考えると、実務にそれなりの合理性は認め得ようし、本稿の関心は区別自体にある訳でもないので、

区別の点には立ち入らない（なお、本稿は、男への痴漢などは度外視）。

- (2) 〔対応の本文は、Ⅰ要点概説（三）第一段落後方〕 実はずつ上げが窺われ、疑われ、あるいは否定し切れない事件も散見されるし（第四款参照）、デッチ上げが考えられない限り被害者や目撃者などの逮捕協力者の言うことは信用できるかのように（判決で）言われることも少なくないが、それはしばしば非常に危険な思い込みである（それらの者の、警察官や検察官からの影響を受けがちでもある、「係争利害当事者」の性格につき、Ⅱ要点各説・第五款の《甲》冒頭、特に《乙》第二段落参照）。

- (3) 〔対応の本文は、Ⅰ要点概説（五）第二段落〕 たえば（例は多過ぎ、一部に限らざるを得ないが）、〔1〕会社の懇親会後の（平成二二年の某日）午後一〇時半前後に混雑し揺れる電車内で酒に酔い（多忙苛酷な勤務状況と持病悪化もあり疲れ半分寝てふらついたりしている状態だった被告人が意識的に女性の臀部に股間を押し付け臀部等を撫でたと誤解されて逮捕され、警察で辛い取調べを受け「否認すると長い間勾留されるなど思い、家族が大変なことになってるなどという思いと、会社の方も大変なことになるなどという思いで、胸が張り裂けそうな気持ちで」、女性検事にも分かってもらえず、不本意な（気持ち良かったので体をずらさなかつた等の）「自白を強いられ（以上、確からしいが、厳密に言えば推測にとどまる。以下でもほぼ同様）、被害者・検察だけを信じる一審で有罪とされ、必死の控訴で幸いなことにやっと——意識的だったとするには、「合理的な疑い」を差し挟む余地があるとして——逆転無罪とする東京高判平二四・七・五つまり平成二四年七月五日の東京高等裁判所判決〔小川正持裁判長〕に救われている【なお、女子高生のお尻をズボン越しに触った痴漢としてホーム上で追跡・誤認され、後日通常逮捕され、弁護士に「失職したくないのなら虚偽自白するのが良い」と勧められて、罰金三〇万円の略式命令を受け、確定後に申し立てた再審請求も通らずじまい、懲戒免職・実名報道もされてしまい、父親は自死したという、菅野三七九の「二子玉川痴漢事件」なども、酷過ぎよう】。

(2) 電車内で深夜〇時頃に男性が、隣に座っていた二二歳の被害者の膝ないし太もも付近を着衣の上から手で撫でるように触り（目撃者によると、「男性が左手の平で被害者の右膝を触り、撫で下ろすのを見た。触っていた時間は二秒くらいで、手は向かいに座っていた目撃者から見て手前の方向に動き、途中で止まったりせずと動いていた）、被害者は「被害に遭う前は男性が目をつぶっているで寝ているかと思っていたが、触られた後、男性の顔を見たところ、笑って会釈するような表情をしたので、わざと触ったのだと思う。その数分後に確認したときは、また目をつぶっていた」というので、被害者

と目撃者が相談して痴漢と考え非常ボタンを押したが、その後、乗務員が来るまでの間に男性が後ろの車両の方に出て行ってしまったため、後を追いつ、二両ほど進んだ車両のロングシートに座っていた人物を犯人と（先ず被害者が、次いで目撃者が）特定し、この人物が被告人だった、という事件も注目されよう。この事件では、①膝ないし太もも付近への接触自体は確かにしても、男性が「故意に」触った痴漢なのか、②その男性と被告人とは同一人か、が争われたが、京都地判平二六・二一八（渡辺美紀子裁判官）は、非常に詳細・丹念な検討の末に、「本件接触が故意に基づく行為であると認めるには合理的な疑いが残る」として無罪を言い渡している。少しかだけ検討内容を紹介すると、「本件接触は、その態様自体からは故意に基づく行為であることが間違いないとはいえない上、直前に男性が起きていたことを窺わせる証拠はなく、直後に男性が会釈したことも、本件接触の瞬間までは眠っていたが、その後で目を覚ました可能性を排斥するものではない。」そして、「仮に男性が故意に本件接触をしたのだとすれば、その直後に被害者が目撃者と相談をしたり、痴漢に遭った旨通報して乗務員を呼ぶのを聞けば、すぐに逃げ出すのが普通である……男性はその間目を閉じていたことが窺われる……通報を聞いていなかったとも考えにくい。……故意に本件接触をしたとすれば、その後、ずっと同じ席に座っていたことには不自然の感が否めない。」というのだ。なお、判決は、念のため、当の男性と被告人との同一性についても検討し、疑いを容れる余地があるとした。この判決を読み通したとき、非常に印象的なのは、——女性裁判官の慧眼は別としても、男にも、問題な痴漢目撃者がいたり、一般的に思い込み等も多かるうから、被害者や女性目撃者を批判するような気は更更ないものの——被害者と目撃者の「痴漢」及び「同一人」との各確信にも拘わらず、それらの確信が如何にも根拠不十分・危なっかしいことであり（痴漢なら、会釈などするかも疑問）、ここでも、被害者が比較的軽微であるのと対照的に悲惨な冤罪のリスクが顕著なことである。少し似たところのある裁判例として、神戸地判平二八・六・二〇（長井秀典裁判長）は、バス内で隣の二〇歳の女性の太ももをタイトの上から触ったとして起訴された事件につき、朝の被害を夜になってから申告しており、また被害内容の供述に複数の不自然な点と変遷のある（裏付証拠はない）被害者の証言中、被害に遭った際、被告人の方を注視していたという部分等の信用性に疑問があるとした上で、車酔いし楽な姿勢になりたくて体を動かしていたという被告人の（不自然なところは格別ない）証言等を踏まえると、被告人の手や荷物が偶然被害者の体に触れたのを故意に触られたと勘違いした可能性も否定できないとして、無罪を言い渡している（この事件については、「犯人扱い聴取七時間の恐怖……」その他のネット記事が見られる）。

〔3〕被告人を犯人とすることに被害者自身は自信がなかったが、被告人（否認が虚偽とは認め難いような真面目な人物）がお尻を触っているところを見た（被害者の供述と矛盾し、不自然・不合理な）証言をする第三者がいて、一番で無罪となるも、検察官が控訴し、決着が先延ばしになったが、もつともな理由で棄却された事件もある（Ⅱ第五款《甲》冒頭で紹介の、東京高裁平成一二・八・二九判決〔安廣文夫裁判長〕。弁護五一、五八七、Ⅲ2B（ハ）、参照）。

〔4〕五十代の被害者が混雑電車内で着衣の上から「お尻を下から上へ素早く一回触られ」躊躇のち捕まえようと決意して、振り向いた時に、丁度背後に立っていた被告人を犯人と認め、被告人は当日は否認していたが、否認のままでは勾留される気配を感じて自白し、略式起訴されて釈放後に正式裁判を申し立てたものの、簡裁では有罪とされ、高裁でやつと無罪と認められた（詳しくはⅢ2A（A）（イ）を参照されたいが、東京高判平一二・九・一八〔荒木友雄裁判長〕日弁連「無罪事例集」第七集No六一五。なお、荒木氏のほか、安廣文夫氏の経験と思いを伝える）読売新聞平成一三年四月一四「裁く、荒木友雄一〇三、池上二」。

〔5〕飲酒帰りの女性が深夜〇時近くに電車内で下着・ズボンあるいは更にジャケットの上からお尻を触られたと感じたのは、新宿駅発車直後と中野駅到着直前で、いずれも電車の加速・減速に伴い隣の乗客の鞆等の接触が十分に考えられる時点だったが、女性は痴漢それも右手の平によるもので、犯人は右後ろの人以外にあり得ないと彼女なりに大いに勘と想像を働かせ、十五分も経ってから三鷹駅のホーム上で会社員男性（被告人）を捕まえ、度々変転し次第に詳しく又男性に不利となっていく供述をしたところ、善意の警察官・検察官は女性を信じて少しも疑わず、他方、男性は捜査官から素直な自白、一刻も早く帰ってきてほしい妻からは便宜上の虚偽自白を求められて、一旦は否認から自白に転じ、罰金の略式命令を受けたものの、事情を聞いた上司の勧めもあり正式裁判の申立てをしたところ、裁判所は余りに問題が多いと驚いて無罪を言い渡し、検察からの控訴もなくそのまま確定した事件が、また注目に値する（Ⅲ2A（A）（ロ）に詳しい東京地八王子支判平一八・三・一〇〔長谷川憲一裁判官〕）。

〔6〕別に、被害者が、深夜に至るクラブ勤めをし、その中およびその後の同僚との食事の際の飲酒（ワイン、ビールおよび日本酒）を済ませて、かなり疲れ眠気にも襲われての朝帰りだった等のため、電車内で午前六時頃、隣に座っていた被告人から本当に被害者がお尻などを着衣の上から触られたのか、それとも、被告人が被害者との間の空席に工具等に入った大型のバッグを投げ下ろし、あるいはそれを動かすとか取り上げるとかした際の接触等を、痴漢をされたと誤解したのか、

定かでない事件があつて、さいたま地判平三〇・六・二〇〔四宮知彦裁判官〕は、被害者が臀部に違和感を覚えたのは、「仮睡状態や目覚めた直後の意識が清明とはいえない状態であつた可能性も払拭できないのであつて、……自らの身に何が起つてゐるかを正しく認知し、更には記憶すること自体、通常はたやすいことではないと考えられ……被告人による故意の痴漢行為を認定すること自体、相当困難」等と指摘し、「被害者供述の重要部分に関する看過し得ない大きな変遷」（警察官調書の内容より）もかなり時間が経過した後の検察官調書等での供述の方が詳しく被告人に不利なことから記憶の減退等では説明がつかない供述経過）等も考慮して（その他、判示は極詳細、無罪を言い渡している）。

〔7〕付け加えると、電車内で午前八時過ぎに女性の「スカートの中に手を差し入れて大腿部を上下に撫で」たとして起訴され、被害者は背後に密着した被告人の犯行を目撃するには至らなかつたが、その左肩は確認して犯行中の被告人の手を掴んだと主張するものの、状況上「被告人の左肩を見ることはできないであろう」という疑念もあるし、更に又、周囲の乗客で被害者に手の届くところにいた者の存在も否定できない」等々として、犯罪の証明なしとされた東海道線事件（上掲東京簡裁平一二・八・一一。弁護四八六、池上七七、九四、二二一）でも、「被告人の左手の甲が被害者の尻に触れることはあつたが、それは密着状態からして止むを得ないことであり」とはされており、問一髪の危うさが窺えよう。

〔8〕なお、今では少なくなつたかと思われるが、知り合い同士の間では、わいせつ性・痴漢の認識なしに、女性の尻を触つたりするような人も時にみられるようである【個人的にも、かつて悪気なく笑顔で知り合い女性の尻に触つていた知人先生を見かけ、「えっ」と思つた経験がある。他方、二〇一九・三・二五ないし二六の朝日新聞には、『お尻なでる男性「票持つて」 女性議員、票ハラ直面』ないし『票』の力でセクハラ横行』という、これはむしろ気になる記事もみられた。これと直結するとはいい難いものの、やや注目されるものとして、静岡地判平三〇・三・一九〔佐藤正信裁判官〕があり、美術館で開催された粘土教室でインスタラクターをしていた際、少女（当時、中学生）の尻を触るなどしたとして逮捕、起訴された被告人につき、「着衣の上から被害者の臀部付近……を手で触れたこと……は認められるものの、……わいせつ性を認識していたとまでは認められない」（被害者をゲームに参加させるための指導としての接触だったことも十分に考えられ、被告人がわいせつ性を認識した上で触つたと認めるには合理的疑いが残る）として（他に問題となつたこともあるが、割愛）、無罪を言い渡している。なお、福岡高判平二九・九・一三〔岡田信裁判官〕も、マンション管理人の被告人が管理室で八歳の女兒の臀部を（その趣旨・態様はさておき、少なくとも）手の平で叩いた事実は認定できるが、それがわいせつ目的でな

されたという証拠はないとしている（ただし、女兒と母親の公判供述の信用性を肯定して女兒の下着内に手指を差し入れ陰部を触つたなどの強制わいせつ罪の成立を認めた原判決を破棄し（「女兒はその被害を受けたとされる直後にも被告人にじゃれつき、まわりついている客観的事実との整合性等々を踏まえた検討が不十分とする）、無罪とした点を中心）。

- (4) 「対応の本文は、I 要点概説(六) 第一段落中頃」無辜処罰の危険性をごく僅かでも回避するために余りに「多く」の犯罪者を無罪放免とすることは実際上できない、という場合の「多く」としては、どの程度までの人数を考えるかは、無辜処罰の回避に熱心な立場からは「ただの一人でも、無実の者が処罰されるより、百人の罪人が逃れる方がよい」とも考え得ようし、罪人を逃すことに比較的抵抗を感じる立場では「ただの一人でも、無実の者が処罰されるより、十人の罪人が逃れる方がよい」程度にもなり得る、など様々であり得る（たとえば、フォイエルバッハ〔福井厚訳〕『陪審制度論』一〇四、一四四訳注3参照）。なお、一般には認められていないが、「死刑での処罰」の場合には無辜処罰の回避が特に厳しく求められるべきではないのか、という問題もある（斎藤・研修一〇のほか、木谷一三七に関する「森の読書人」によるアマゾン上のカスタマーレビュー参照）。これを肯定する立場からは、「合理的な疑い」までではないものの、死刑にするには一抹の懸念が残る場合には、無期刑にとどめるべきことにもなるが、死刑廃止論とは折り合いがつきにくい。

- (5) 「対応の本文は、I 要点概説(七) 第一段落末尾」虚偽自白して略式命令を受け（釈放され）たような具体的事例として半ばたまたま小生の目についたところでも、その後、正式裁判を申し立て、一番で無罪判決の確定を得た事件(Ⅲ2A(A)) (ロ) 参照)、二番で逆転無罪を得た事件(Ⅲ2A(A)) (イ) 参照)、略式命令が確定した後には再審請求したが……という事件(注3(1) 末尾、菅野三七九の「二子玉川駅痴漢事件」、略式命令を選択・甘受したが、悔しいやら警察・検事の暴言が頭を離れないやらで時々自殺を考えるというケース(鈴木健夫「ぼくは痴漢じゃない」)についての「匿名」氏によるアマゾン上のカスタマーレビュー参照)、国際的な大手企業に勤めるエリート欧州人が混雑した山手線電車内で女性に痴漢と言いつて来られ、会社の顧問弁護士に勧められて略式命令を選択・甘受したが、心に傷を負い、家族と共に日本を離れ二度と戻って来ることはないと話しているという例(知人の仏フィガロの東京特派員が詳しく伝える、東洋経済ONLINE二〇一七・九・四記事)、がある(ただ、前記のように、東京地裁等では近年勾留は簡単には認めなくなつたようなので、悲劇は減つていようか)。なお、虚偽自白は、痴漢事件に限らず、非軽微犯罪、更に殺人等の重大犯罪でも珍しくない(たとえば、詳細・包括的な司法研修所編〔田崎ほか〕の本のほか、内田博文ほか編『転落自白』、および、同書についての「森の読書人」に

よるアマゾン上の詳細なカスタマーレビューのほか、木谷・基本二一、小寫一七四、一九四参照。なお、斎藤・東電の注八。他方、井上九一、一九六などは、少し筆が滑ったものか。

(6) 「対応の本文は、I 要点概説(七) 中頃の第五段落の末尾」 間違えて別の人の手をつねる等すると問題なので、十分な注意は必要だが、不幸にして間違っても、痴漢に対する正当防衛の認識だった以上、「罪を犯す意思」(刑法三八条)がないので、暴行罪・傷害罪にはならず、せいぜい罰金・科料しか科せられない上に(檢察官が起訴するには、被害者側の告訴が必要な)親告罪でもある過失傷害罪(刑法二〇九条)しか考えられないし(傷を与えていない場合は過失暴行で、罪にならない)、仮に告訴があったとしても、過失の立証は難しいこともあり、世論に逆らうような起訴は先ずありそうでない。

### 参考文献・略称

引用は、一部の文献の末尾において↓で略語を特に記したものは別として、原則的に、著者・編者の姓(又はゴシック部分)と頁数により「頁」および頁「以下」は省略)、複数の著作がある場合は、原則、姓をゴシックにした方の著作を指すものとしつつ、時には、姓に、ゴシックにした他の語句を添えて区別する。

なお、「刑訴法」は刑事訴訟法、「刑弁」は「季刊 刑事弁護」、「最判解」は「最高裁判所判例解説 刑事篇 各年度」、「File」は「冤罪File」誌、の各略。また、裁判例に関しては、たとえば、「東京簡判平二二・八・一一」とあるのは、平成二二年八月一日の東京簡易裁判所判決の意味である。なお、原則としては裁判官名も記させて頂いたが、合議体による裁判の場合には、便宜的に裁判長のお名前のみ記させて頂いた(多数決の可能性も一応あり、裁判長が反対意見の可能性も絶無とは言い切れないが、最高裁の場合を除き評議内容は公表されず知り得ないことなので、こゝ解願したい)。

☆ 多くの引用裁判例が至極参考になったほか、主に、以下の諸文献、頻度上はとりわけ、↓を使って引用略語を記している痴漢冤罪問題に密接な文献、を参考に(あるいは、引用)させて頂いた。

青沼隆之「供述証拠による立証の現状と今後」中央ロー・ジャーナル二二卷二号(二〇一五年)

秋山賢三・荒木伸怡・庭山英雄・生駒巖編『痴漢冤罪の弁護』二〇〇四年↓弁護

秋山賢三・荒木伸怡・庭山英雄・生駒巖・佐藤善博・今村核編『続・痴漢冤罪の弁護』二〇〇九年(二月)↓続弁護

痴漢と冤罪についての一考察(一)(斎藤)

秋山賢三・荒木伸怡・佐藤善博・今村核（名倉事件弁護士）「痴漢裁判における判例の到達点と最高裁判決（最判平二・四・一四）  
防衛医大事件」の意義」（ただし、四氏の個別論文）刑弁五九号（二〇〇九年）

秋山賢三「最高裁二二・四・一四逆転無罪判決（名倉事件）について」LIBRA九卷七号（二〇〇九年）

秋山賢三「痴漢事件」日本弁護士連合会（略称、日弁連）人権擁護委員会編『誤判原因に迫る』二〇〇九年（十一月）二七八頁  
以下↓秋山・迫る

秋山賢三「裁判官はなぜ誤るのか」二〇〇二年↓秋山・裁判官

荒木伸怡「痴漢えん罪の原因とその防止策」痴漢えん罪被害者ネットワーク編『STOP！痴漢えん罪』二〇〇二年

荒木友雄「刑事裁判例（最判平二二・四・一四防衛医大事件）批評」刑事法ジャーナル一九号（二〇〇九年）

栗野仁雄「この人、痴漢！」と言われたら』二〇〇九年

飯島滋明「痴漢冤罪にまきこまれた憲法学者』二〇一二年↓飯島

井内顕策「取調べ（自白）の有用性・必要性と刑事政策的意義・心理学的観点」中央ロー・ジャーナル二二卷二号（二〇一五年）

池上正樹「痴漢「冤罪裁判』二〇〇〇年（付、佐藤善博弁護士の解説）↓池上

石井一「冤罪 田中角栄とロッキード事件の真相』二〇一六年

市川寛「検事失格』二〇一二年

井上薫「痴漢冤罪の恐怖』二〇〇八年↓井上

今西憲之ほか「私は無実です 検察と闘った厚労省官僚村木厚子の四四五日』二〇一〇年

今村核「冤罪弁護士』二〇〇八年

今村核「冤罪と裁判』二〇一二年

岩村修二「捜査の現状と制度的な課題の一端」法学新報二二卷一一・一二号（二〇一五年）

植草一秀「知られざる真実』二〇〇七年

魚住昭「冤罪法廷 特捜検察の落日』二〇一〇年

大谷昭宏「冤罪の恐怖』二〇一一年

大坪弘道「勾留百二十日 特捜部長はなぜ逮捕されたか』二〇一一年



大森馨子・巖島行雄・五十嵐由夏・和氣洋美「痴漢遭遇時に臀部の触感覚のみに事実認定を頼る危うさ」刑弁七六号（二〇一三年）  
沖田光男「裁かれる者 沖田痴漢冤罪事件の一〇年」二〇一〇年

小木曾綾「大阪地検特捜部主任検事証拠改ざん事件」法学教室二〇一九年四月号別冊付録『平成の法律事件』

小澤実『左手の証明』二〇〇七年↓小澤

押田茂實『法医学者が見た 再審無罪の真相』二〇一四年

押田茂實・岡部保男ほか編著『Q&A見てわかるDNA型鑑定（第二版）』二〇一九年

笠間治雄（検察庁のHP等に掲載の「検察の理念」策定時の検事総長）「年頭所感」研修七五一号（二〇一一年）

笠間治雄「検察の虚像と実像」中央ロー・ジャーナル八巻四号（二〇一二年）

鹿野伸二「最判平二二・四・二七大阪母子殺害事件の解説」最判解平二二年度（二〇一三年）

亀井洋志「どうして私が「犯人」なのか」二〇一三年

家令和典「最判平二一・四・四防衛医大事件の解説」最判解平二二年度（二〇一三年）

菅野良司『冤罪の戦後史』二〇一五年

木谷明『刑事裁判のいのち』二〇一三年

木谷明編著『刑事事実認定の基本問題（第三版）』二〇一五年

木谷明「刑事裁判において冤罪防止上特に考慮すべき事項」判例時報二三四八号（二〇一七年）

木村喜助『田中角栄 消された真実』二〇〇二年

小泉知樹『彼女は嘘をついている』二〇〇六年↓小泉

小鷹信勝（関西検察）の巨星・安達敏男「冤罪を生まないための裁判員裁判」二〇一二年

後藤昌次郎編『無実』一九八〇年

斉藤章佳『男が痴漢になる理由』二〇一七年

斎藤信治「東電OL殺人事件」法学新報二二四巻三四号（二〇一七年）……本稿では挙げ切れない多くの参考文献を間接的な

がら示唆・紹介する意味で、本田拙稿等の頁数を挙げることも多いが、他意（尊大な見など）はないので、ご了承頂きたい（なお、ここに以下に挙げた五つの拙稿は、少なくとも当面、拙ホームページ <http://saitosinji.jindo.com/> に載せて

いるレジユメの付録になっているので、ネットでも読むことが可能。

斎藤信治「袴田事件——死刑判決（有罪認定）は今や維持し難い！」法学新報一二二巻一・二号（二〇一五年）

斎藤信治「戦後最大の刑事事件——八海事件——の教訓（二）」法学新報一二〇巻一・二号（二〇一三年）

斎藤信治「一層尊敬される刑事司法への期待」研修七六四号（二〇一二年）

斎藤信治「松川事件・松川裁判とその各状況」法学新報一一七巻七・八号（二〇一一年）

酒井邦彦「情証証拠による事実認定と立証の程度について考えたこと」研修七七七号（二〇一三年）

佐藤栄佐久「知事抹殺 つくられた福島県汚職事件」二〇〇九年

佐藤博史「刑事弁護の技術と倫理」二〇〇七年

司法研修所編（田崎文夫・龍岡資晃・田尾健二郎著）『自白の信用性』一九九一年（初出、一九八八年。布川事件に関し補正、

二〇一一年。なお、「布川事件は、正に全面証拠開示の必要性を示した事件」との指摘は、小寫ら七〇〔安達元最高検検事〕更に、二〇一九年五月二七日、東京地裁は同事件に関し、「検察官は公益の代表者として、事案の真相を明らかにする職責を負う。裁判の結果に影響を及ぼす証拠は、有利不利を問わずに法廷に出すべき義務がある」旨判示し、国と茨城県に賠償を命じた等と、翌日の朝日（水野智幸教授の談話付き）などが大きく報道。）

下村幸雄「刑事司法を考える」一九九二年

周防正行（協力、木谷明）『それでもボクはやってない』二〇〇七年

鈴木健夫『ぼくは痴漢じゃない！』二〇〇四年（含、升味佐江子弁護人の詳しい解説）↓鈴木

高橋豊彦『それでも私は無実だ！』（古巣・東京地検特捜部と元特捜部長の宗像紀夫弁護士が、激しいバトル）二〇〇八年

田崎文夫・龍岡資晃・田尾健二郎著（司法研修所編）『自白の信用性』一九九一年（なお、上掲『司法研修所編……』の個所参照）

田中森一『遺言、闇社会の守護神と呼ばれた男、その懺悔と雪辱』二〇一四年

田原総一郎・田中森一『検察を支配する「悪魔」』二〇〇七年

痴漢えん罪被害者ネットワーク編『STOP! 痴漢えん罪』二〇〇二年↓STOP

中野並助（終戦時の検事総長）『犯罪の通路』一九八六年

長崎事件弁護団『なぜ痴漢えん罪は起こるのか』二〇〇一年↓長崎団

夏木栄司『でっちあげ』二〇〇〇年

成澤寿信ほか編『日本の冤罪（法学セミナー増刊）』一九八三年

日弁連人権擁護委員会編『誤判原因に迫る』二〇〇九年（二月）↓迫る

日弁連人権擁護委員会編『誤判原因の実証的研究』一九九八年

日弁連『人権と報道に関する宣言』一九八七年（日弁連HPに掲載）

日弁連『被疑者ノート活用マニュアル（改訂版）』二〇〇九年

庭山英雄・荒木和男・合田勝義編著『実務 刑事弁護と証拠法』二〇一一年

原田香留夫・佐々木静子『真昼の暗黒』一九六六年

原田國男『逆転無罪の事実認定』二〇一二年

原田國男『裁判の非情と人情』二〇一七年

廣津和郎『新版 松川裁判』二〇〇七年

正木ひろし『八海裁判』一九六九年

松井修視『報道の自由と犯罪報道』石村善治編『現代マスコミ法入門』一九九三年

三井誠『鍵は刑事弁護』論究ジュリスト二二二号（二〇一五年）

向江璋悦『無罪の記録』第一巻・第二巻（一九七七・一九七八年）

宗像紀夫『特捜検察の光と影』中央ロー・ジャーナル八巻三三三号（二〇一一年）

村木厚子（コラム・解説等、江川紹子。夫・上村勉・周防正行も発言）『私は負けない「郵便不正事件」はこうして作られた』二〇一三年

門田實『松川裁判の思い出』一九七二年

安廣文夫編著『裁判員裁判時代の刑事裁判』二〇一五年

安廣文夫『DNA鑑定』河上和雄ら編『大コンメンタール 刑事訴訟法（第二版）』七巻（四五三頁以下）二〇一二年

矢田部孝司+あつ子（逆転無罪を勝ち取った夫妻）『お父さんはやってない』二〇〇六年（なお、孝司氏のその後の話を紹介するものとして、栗野一六七）↓矢田部

痴漢と冤罪についての一考察（一）（斎藤）

山本さむ 『痴漢の百科』一九九八年

米田泰邦 「被疑者取調可視化論の現状と課題」石松判事退官記念『刑事裁判の復興』一九九〇年

渡部保夫 『無罪の発見』一九九二年

渡部保夫監修・浜田寿美男ほか編著 『目撃証言の研究』二〇〇一年

(本学法科大学院フェロー・本学名誉教授)